

規 則

「千曲市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和6年11月20日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第23号

千曲市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市商工業振興条例施行規則（平成15年千曲市規則第97号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

共同施設整備事業	中小企業者や中小企業団体等が共同して設置する次の各号に掲げる施設整備（改修及び移設を含み、土地取得費を除く。）に要する経費で10万円以上のもの (1) 街路灯 (2) カラー舗装 (3) 駐車場 (4) ファサード整備 (5) ネオンアーチ (6) 放送施設、防犯カメラ (7) その他市長が特に必要と認める施設	施設整備に要する経費（改修及び移設を含み、土地取得費を除く。）に2分の1を乗じて得た額以内とし、300万円を限度とする。ただし、(1)街路灯においてLED照明に切り替え、整備する場合は経費に5分の3を乗じて得た額以内とし、300万円を限度とする。
	中小企業団体等が商店街コミュニティ施設（商店街において地域住民の憩いの場となるポケットパーク、イベント広場、その他市長が特に必要と認めたもの）及び立体駐車場を整備するに要する経費（土地取得費を除く。）	施設設置に要する経費（土地取得費を除く。）で、投下固定資産総額に2分の1を乗じて得た額以内とし、1,000万円を限度とする。
	中小企業者や中小企業団体等が、共同して設置した施設の撤去に要する経費	事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、50万円を限度とする。

「

共同施設整備事業	中小企業者や中小企業団体等が共同して設置する街路灯整備（改修、移設、修繕及び点検を含み、土地取得費を除く。）に要する経費で1万円以上のもの	事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内（LED照明に切り替え、整備する場合は経費に5分の3を乗じて得た額以内）とし、300万円を限度とする。
	中小企業者や中小企業団体等が共同して設置する次の各号に掲げる施設整備（改修及び移設を含み、土地取得費を除く。）に要する経費で10万円以上のもの (1) カラー舗装 (2) 駐車場 (3) ファサード整備 (4) ネオンアーチ (5) 放送施設、防犯カメラ (6) その他市長が特に必要と認める施設	事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、300万円を限度とする。
	中小企業団体等が商店街コミュニティ施設（商店街において地域住民の憩いの場となるポケットパーク、イベント広場、その他市長が特に必要と認めたもの）及び立体駐車場を整備するに要する経費（土地取得費を除く。）	施設設置に要する経費で、投下固定資産総額に2分の1を乗じて得た額以内とし、1,000万円を限度とする。
	中小企業者や中小企業団体等が、共同して設置した施設の撤去に要する経費	事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内（倒壊等の危険性が高い施設の場合は3分の

	2 を乗じて得た額以内) とし、 50万円を限度とする。
--	---------------------------------

」に、

「

人材育成事業	中小企業者や中小企業団体等が、次の要件を満たす従業員の能力開発のため、研修機関の実施する研修講座を受講させるもので市長が認めるものの (1) 市内に勤務する者	受講料に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、受講者1人につき5万円を限度とし、1事業者につき10万円を限度とする。 (長野県SDGs推進企業については、補助額及び補助限度額を10%引き上げるものとする。)
--------	--	---

」を

「

人材育成事業	中小企業者や中小企業団体等が、次の要件を満たす者の能力開発のため、研修機関の実施する研修講座を受講させるもので市長が認めるもの	
	(1) 従業員	受講料に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、受講者1人につき5万円を限度とし、1事業者につき10万円を限度とする。 (長野県SDGs推進企業については、補助額及び補助限度額を10%引き上げるものとする。)
	(2) 経営者及び役員	受講料に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、受講者1人につき5万円を限度とし、1事業者につき10万円を限度とする。 (長野県SDGs推進企業については、補助額及び補助限度額を10%引き上げるものとする。)

	は、補助額及び補助限度額を 10%引き上げるものとする。)
--	----------------------------------

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の千曲市商工業振興条例施行規則別表の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。